

公衆浴場（その他2号）のてびき



八王子市保健所 生活衛生課環境衛生担当
〒192-0046 八王子市明神町3丁目19番2号
東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階
☎ (TEL) 042 (645) 5142
☎ (FAX) 042 (644) 9100

公衆浴場の定義

公衆浴場法の第1条で定めている「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

公衆浴場の種類

- 普通公衆浴場……いわゆる銭湯のこと

(条例第2条第1項)

- その他の公衆浴場

公衆浴場（その他1号）……「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する個室公衆浴場

(条例第3条第2項第1号)

公衆浴場（その他2号）……サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、公的福祉施設内の浴場等（専ら、デｲｰビスを行うものを除く）、上記以外の浴場

(条例第3条第2項第2号)

～目次～

<許可申請編>

◇公衆浴場(その他2号)許可までの手続き 4ページ

◇許可申請時に必要な書類 5ページ

◇構造設備の概要 6ページ

<維持管理編>

◇日常の衛生管理について 11ページ

◇レジオネラ対策について 12ページ

◇レジオネラ対策関連のホームページ 13ページ

◇公衆浴場の各種申請・届出手続きなど 14ページ

◇関係機関一覧 16ページ

公衆浴場(その他2号)許可までの手続き

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（16ページを参照）にもご相談ください。



申請手続き

許可申請手続きには、5ページの書類が必要です。申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きについて記載した文書を交付します。

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。



施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

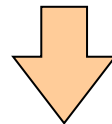


許可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。



通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

保健所業務

検査→許可まで約2週間程度です。
開店日は施設完成日から余裕をもって設定しましょう

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

(正・副 2 部提出をお願いします。)

【許可申請時に必要な書類等】

- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）
※ 6 か月以内に発行されたもの（原本確認）
- 申請手数料 30,600 円

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
※ 施設完成後、検査時に確認

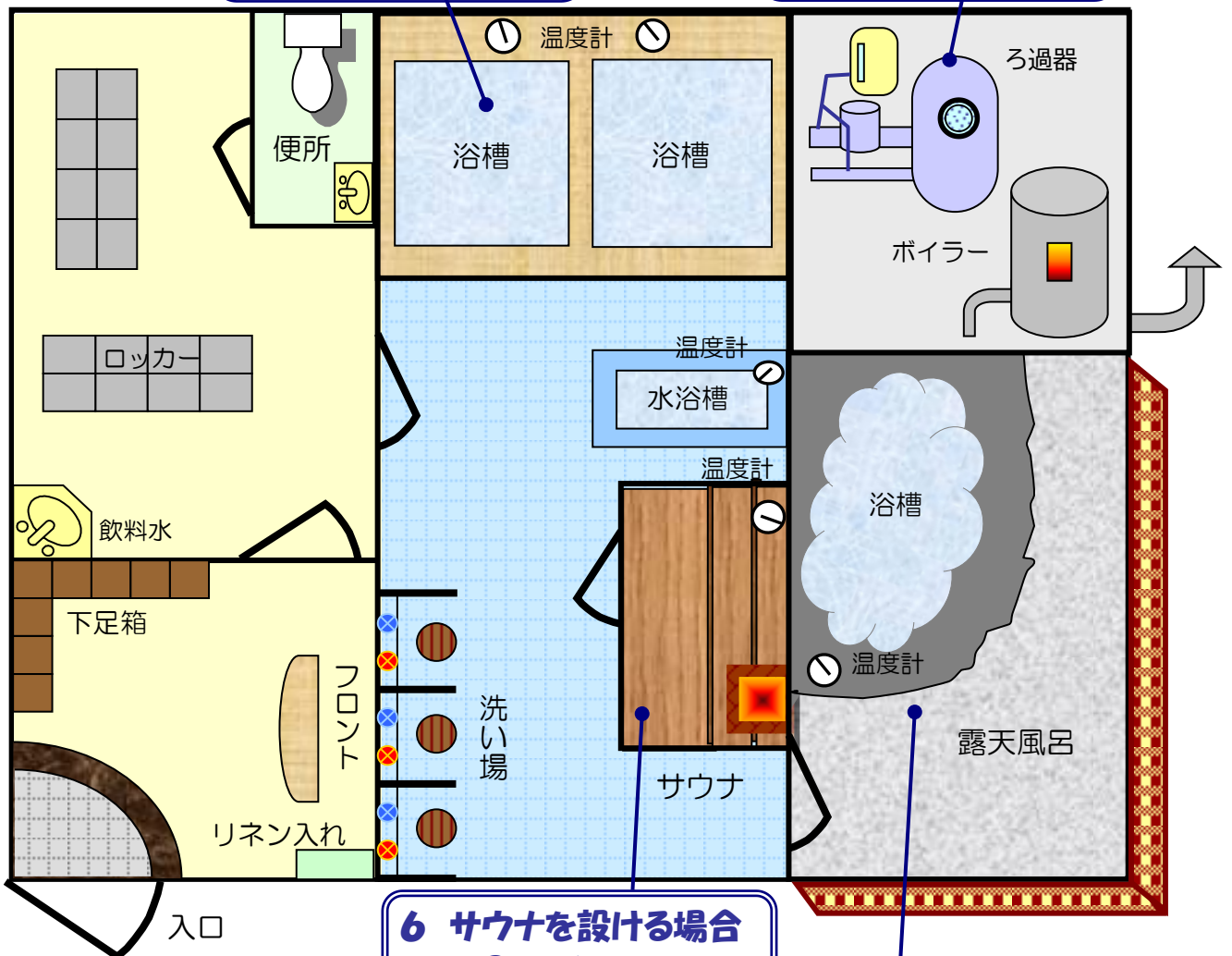
構造設備の概要

基本的な構造について

- | | | | |
|-----------|-------|------------|--------|
| 1 区画について | →7ページ | 10 保温について | →9ページ |
| 2 浴室について | →7ページ | 11 換気について | →10ページ |
| 7 脱衣室について | →9ページ | 12 飲料水について | →10ページ |
| 8 便所について | →9ページ | 13 貯水槽、調節箱 | →10ページ |
| 9 照明について | →9ページ | 14 その他 | →10ページ |

3 浴槽を設ける場合
→7ページ

5 浴槽水を循環
させる場合→8ページ



6 サウナを設ける場合
→9ページ

4 屋外に浴槽を設ける場合
→7ページ

【 】内、根拠欄の見方

条 　：八王子市公衆浴場施行条例（条 1-1-(1)：条例第 1 条第 1 項第 1 号）

運用 　：八王子市保健所による指導基準

1 区画

- 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(17)】
- 脱衣室及び浴室はそれぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。【条 3-1-(19)】
- 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 1.8m 以上を標準とすること。【運用】

2 浴室

- 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)エ】
- 入浴者一人当たりの洗い場の最低床面積は、1.1 m²程度とすること。【運用】
- 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(28)】
- 浴室内には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。【条 3-2-(2)オ】
- 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(30)】

3 《浴槽を設ける場合》

- 入浴者一人当たりの浴槽の最低床面積は、0.7 m²程度とすること。【運用】
- 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内は、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。【条 3-1-(32)】
- 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-(34)】
- 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましいので、オカン（熱交換器）等の付近に設置することは適当でない。【運用】

4 《屋外に浴槽を設ける場合》

- 屋外に浴槽を設けるときは、次の措置を講ずること。【条 3-1-(33)】
〔屋外とは、原則として保温のための措置が困難な場所とする。〕
 - 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
 - 屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
 - 屋外には洗い場を設けないこと。
 - 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設けるなど相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。
- 入浴者一人当たりの浴槽の最低床面積は、0.7 m²程度とすること。【運用】
- 浴槽の周囲は、汚水が滞留しないような構造とすること。【運用】

5 《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

□ ろ過器・集毛器

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

【条 3-1-(35)】

- ろ過器は十分なろ過能力を有し、かつ、浴槽水が流入する前の位置に集毛器が設置されていること。

(ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。

【運用】)

(集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【運用】)

- ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【運用】)

- 薬剤注入装置による塩素剤等の投入箇所は、ろ過器の前が望ましい。【運用】

□ 再利用の禁止

- 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しないこと。

(循環浴槽水を、浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯のように使用する恐れがある場合は禁止する。【運用】)

- オーバーフロー水を再利用しないこと

(浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽の設置を禁止すること。【運用】)

□ 入浴者の保護

- 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられていること。

(循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。【運用】)

- 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられていること。

(循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。【運用】)

□ 気泡発生装置等を設ける場合の措置

- 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【運用】

〔 公衆浴場ひとくちメモ ～ 浴槽水を循環させる場合とは 〕

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

6 《サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気による入浴設備)を設ける場合》

- 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条3-2-(2)カ】
(温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【運用】)
- サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、室内には清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排出できるような排水口を設けること。【運用】
- 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれがあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【運用】
- サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【運用】
- サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置をつくるようにすること。【運用】

7 脱衣室

- 適当な広さのものを設けること。【条3-2-(2)ウ】
(1脱衣室の最低面積は、入浴者一人当たり1.1㎡程度とすること。【運用】)
- 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。【条3-1-(21)】
- 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条3-1-(22)】

8 便所

- 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。【条3-2-(2)キ】
(入浴者の用に供する施設がある階とは、待合室、脱衣室、浴室のある階を意味し、単に受付等があることのみは含まない。【運用】)
- 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所がない場合は、女子従業員便所も設けること。(逆の場合も同じ)【運用】
- 便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気孔(臭気抜け)等を設けること。【運用】

9 照明

- 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。【条3-1-(1)】

10 保温

- 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条3-1-(25)】

11 換気

- 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-1-(26)】

12 飲料水

- 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条 3-1-(40)】
- 飲料水の水質については、水道法第 4 条第 1 項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 3-1-(41)】
- 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置することが望ましい。【運用】

13 貯水槽及び調節箱

- 貯水槽及び調節箱は、蓋付きとし、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 3-1-(36)】

14 その他

- 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-2-(2)イ】
(設備は、必ずしも下足場であることは要しない。【運用】)
- 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。【条 3-1-(37)】
- 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条 3-1-(38)】
- 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な構造とすること。【条 3-1-(39)】
(灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをすること。置かれる場所とは灰捨て場をいい鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、ふた付きのものとする。【運用】)
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条 3-1-(42)】
- 脱衣室及び浴室は、浴場外から見とおせない構造としていること。【条 3-1-(19)】
- タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【運用】

公衆浴場の維持管理

日常の衛生管理について

【 】内、根拠欄の見方

条：八王子市公衆浴場法施行条例のこと（条 1-1-(1)とは、条例第1条第1項第1号をいいます。）

細則：八王子市公衆浴場法施行細則

運用：八王子市保健所による指導基準

採光・照明・換気	○ 施設内は照明、採光、換気等を十分に行い、適宜点検・清掃をすること。【条3-1-(1)(2)】(法3-1)
清潔保持、清掃	○ 浴場の施設は常に清潔を保持すること。【条3-1-(2)】 ○ 脱衣室、浴室などの入浴者が直接利用する施設は、毎日1回以上掃除・洗浄すること。【条3-1-(2)】 ○ 洗いおけ、腰掛、足拭きマット等は、毎日1回以上洗浄または交換し清潔にすること。【条3-1-(2)】 ○ 脱衣室、便所は毎月1回以上消毒すること。【条3-1-(3)】 ○ ねずみや衛生害虫等の生息状況について毎月点検し、生息状況に応じて適切な防除措置を講じること。【条3-1-(4)】
浴槽水の水質基準	○ 濁度は、5度以下 ○ 過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/l以下 ○ 大腸菌群数は、1個/ml以下 ○ レジオネラ属菌は、検出されないこと。 } 【条3-1-(6)】
浴槽水	○ 常に満杯を保つこと。【条3-1-(7)】 ○ 1日1回以上換水・清掃すること。【条3-1-(8)】 ○ ろ過器を使用して浴槽水を循環させるとき→12ページ参照
給湯、給水	○ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。【条3-1-(7)】。 ○ 井戸水を使用している場合は、水道法に基づく省略不可項目の水質検査について一年に一回以上行うことが望ましい。【運用】 ○ 入浴者用飲料水は、水質基準に適合すること。【条3-1-(41)】
排水	○ 洗い場及び下水溝は、汚水を滞留させていないこと。【条3-1-(5)】
貸与品	○ タオル、くし、かみそり、ガウン等は入浴者に貸与しないこと。ただし、一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く）を貸与することは可。【条3-1-(14)】【運用】
管理者	○ 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、施設ごとに管理者をおくこと。【条3-3】
記録の保管	○ 清掃、消毒、検査などの実施状況を記録し、3年間保存すること。【条3-1-(12)】

サウナ室又はサウナ設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は絶えず点検すること。【運用】 ○ 利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法（15 ページに例示）を明示すること。【運用】 ○ 水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出てすぐ水浴槽に入ると危険をとまなうので、水浴槽の使用方法（15 ページに例示）を明示すること。【運用】
善良な風俗等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告、装飾設備などを設けないこと。【条3-1-(13)】 ○ 7歳以上の男女を混浴させないこと。【条3-1-(15)】

レジオネラ対策について

浴槽水の水質基準に適合し、レジオネラ属菌を発生させないためには、基準に合った構造設備と、適切な維持管理が必要です（構造設備基準については○ページを参照ください）。

ろ過器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ ろ過器は一週間に一回以上、定期的に逆洗浄等及び内部の消毒を行うこと。【条3-1-(10)ア】【細則12】 ○ ろ過器の逆洗浄を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を確実に除去すること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を行い、生物膜の形成及び汚れの蓄積防止に努めること。【運用】
配管・集毛器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴槽水を循環させる配管系統は、一週間に一回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。【条3-1-(10)イ】【細則13】 ○ ヘアキャッチャー（集毛器）は、毎日、清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。【条3-1-(10)ウ】【細則14】 ○ 集毛部や内部は、塩素系薬剤等で消毒することが望ましい。【運用】 ○ 配管の消毒方法【運用】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊離残留塩素濃度を5～10mg/L程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 ◇ 60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法 <p>なお、消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。水位計配管など循環配管以外も、同様に消毒を行うこと。</p>
浴槽水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用中は、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保ち、確認のため濃度の測定をすること。ただし、これにより難しい場合には、下記に定める方法による消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。【条3-1-(10)エ】 ○ 薬剤注入装置による塩素剤等の投入個所は、ろ過器の前が望ましい。また、運転状況等について随時確認すること。【運用】 （塩素系薬剤による消毒により難しい場合の消毒方法）【細則15】 ○ 塩素系薬剤による消毒方法とその他の方法（オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒等）の消毒方法との併用する。 ○ モノクロラミンによる消毒を行う方法。その場合、モノクロラミン濃度は3mg/L以上になるよう保つこと。

	<p>モノクロアミンは、結合型塩素として消毒効果を示す薬剤です（構造：NH₂Cl）。遊離残留塩素での消毒が難しいアルカリ性の泉質や、アンモニア性窒素を含む温泉浴槽水の消毒について、濃度管理がしやすく、消毒効果が期待できるとされています。</p> <p>（水質検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レジオネラ属菌について、原則として、系統ごとに、年1回以上定期的に水質検査を行うこと。【条3-1-(10)オ】【細則16】 検査の結果が基準値を超えていた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い不検出を確認すること。【運用】
貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的(年1回以上)に内部の清掃及び消毒を行うこと。【条3-1-(9)ア】【細則10】 ○ 貯湯槽内の湯温を60℃以上に保つこと。【条3-1-(9)イ】【細則11】 →これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 ○ 土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的(月1回以上)に点検を実施すること。【運用】 ○ 貯湯槽(温泉スタンドを含む)内部の点検ができる構造の場合は、点検口から内部の状況を確認し、必要に応じて槽内部の清掃と消毒を行うこと。【運用】
調節箱	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部の汚れ等の状況について随時点検し、年1回以上の清掃及び週1回以上の消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条3-1-(11)】【細則17】

レジオネラ対策関連のホームページ

八王子市	
八王子市公衆浴場法施行条例	https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/mokuji_bunya.html (八王子市例規集)
東京都	
レジオネラのはなし (東京都発行パンフレット)	http://www.tokyo-eiken.go.jp/kenchiku/k_regio/reg/index.htm
公衆浴場・旅館業におけるレジオネラ症防止対策 (東京都発行パンフレット)	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/yomimono/yokuiyou_ryokan/
厚生労働省	
旅館・公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策についてのホームページ	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/index.html
→ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて → レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針	

公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請 《施行規則 第1条》 ※ 営業許可申請は必ず事前に相談してください。

- 新規公衆浴場施設の建築
- 営業者の変更（個人⇔法人、A法人⇔B法人 など）
- 施設の移転、大規模増改築

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類（5 ページ）」をご覧ください。

◆ 変更届 《施行規則 第4条》 ※ 変更後10日以内に届出をしてください。

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築
（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
〔履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等〕

◆ 承継届 《施行規則 第1条の二、第2条、第3条、第3条の二》

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

- 譲渡による営業者の事業承継（事業譲渡）
- 開設者（個人）の死亡による相続（相続）
- 開設者（法人）の合併、または分割にによる承継（合併・分割）

必要書類

- * 公衆浴場営業承継届

添付書類

（事業譲渡）

- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 定款または寄付行為の写し（届出者が法人の場合）

（相続）

- * 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
相続人の範囲：法定相続人

（合併・分割）

- * 定款または寄付行為の写し（合併または分割登記後のもの）

◆ 廃止(停止)届 《施行規則 第4条》 ※ 廃止(停止)後10日以内に届出をしてください。

- 営業の全部若しくは一部の廃止・停止。

公衆浴場ひとくちメモ 温泉水を利用したい&利用している場合には。

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。

「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（16 ページ参照）へご相談下さい。

サウナ・水浴槽の使用法に関する揭示例

サウナ室等の使用方法（例）

サウナ風呂を御利用の皆様へ

- 1 次の方は入浴を御遠慮ください。
 - (1) 医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
 - (2) 感染症にかかっている方
 - (3) 心臓系統に異常のある方
 - (4) ひどく疲れている方
 - (5) 酒気を帯びている方
- 2 他の入浴客に迷惑をかけるおそれのある行為は、御遠慮ください。
- 3 浴室及びサウナ室での次の行為は、おやめください。
 - (1) 喫煙
 - (2) 新聞、雑誌等の持ち込み
 - (3) 飲食物の持ち込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますので御注意ください。

水浴槽の使用方法（例）

水浴槽を利用する方へお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
- 2 水浴する前には必ず、足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。

関係機関一覧

建築物の確認申請について	
○ 八王子市 まちなみ整備部 建築指導課 ○ 民間の建築確認検査機関	☎ 042-620-7263
用途地域、地区計画について	
○ 八王子市 都市計画部 都市計画課	☎ 042-620-7302
消防関連について	
○ 八王子消防署	☎ 042-625-0119 (代表)
飲食物の提供について	
○ 八王子市保健所 生活衛生課 食品衛生担当	☎ 042-645-5115
井戸、地下水、温泉の揚水・利用について	
【 井戸の設置、揚水量報告等に関すること 】 ○ 八王子市 環境部 環境保全課 環境改善担当	☎ 042-620-7255
【 温泉掘削・採取許可に関すること 】 ○ 東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当	☎ 03-5388-3547
【 温泉利用に関すること 】 ○ 八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当	☎ 042-645-5142
排水・下水・浄化槽などについて	
【 排水を公共下水道に流すこと 】 ○ 八王子市 水循環部 水再生施設課	☎ 042-642-8421
【 浄化槽の設置、清掃等に関すること 】 ○ 八王子市 水循環部 水再生施設課	☎ 042-642-1500 ☎ 042-656-2282
組合について	
東京都公衆浴場生活衛生同業組合	☎ 03-5687-2641